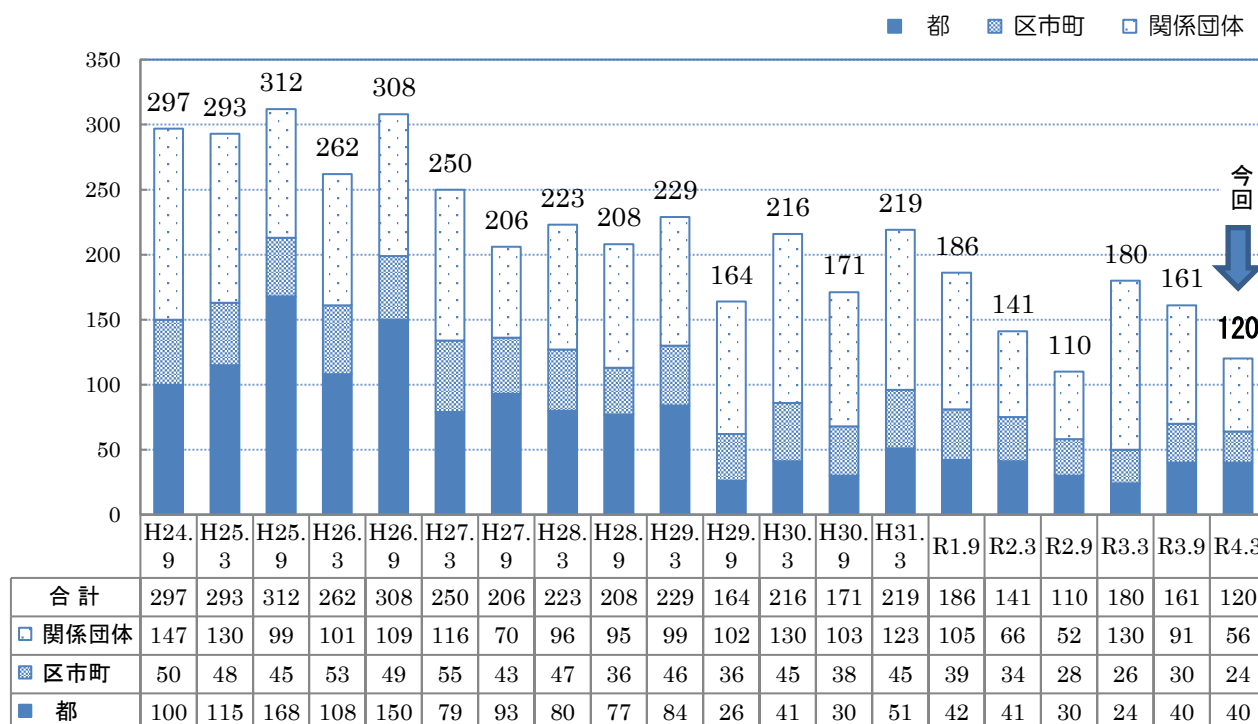


## <参考> 特別相談で受け付けた相談の概要

### 1 東京都内全域で受け付けた件数の推移（都及び23区26市1町、関係団体）



※ 平成22年6月の貸金業法改正以前は、年間で最大2千件近い相談が寄せられていた。

### ○ 特別相談「多重債務110番」の実施団体

東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）、（公財）日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口  
 ※「多重債務110番」は、「自殺防止！東京キャンペーン」特別相談週間（福祉保健局）との連携事業です。

## 2 東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要

### (1) 特別相談の体制

電話又は来所による相談者から消費生活相談員が相談内容をお聞きし、その内容が法律等の専門的対応を要する場合は、本人の希望を聞いたうえで、当センターに派遣された弁護士・司法書士・精神保健福祉士、法テラス、東京都生活再生相談窓口等につないだ。

### (2) 相談内容の分析（都受付分）

#### ① 相談件数 40件（来訪14件、電話26件）

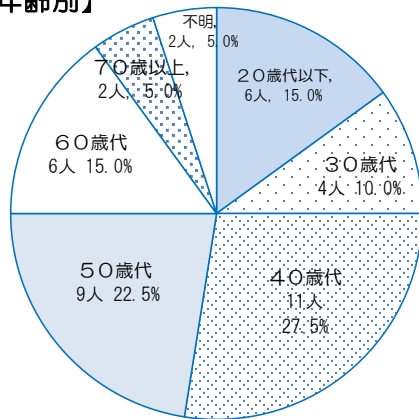
	3月7日(月)	3月8日(火)	合計
来訪	9件	5件	14件
電話	12件	14件	26件
合計	21件	19件	40件

※ 来所相談については、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間中のため、原則電話での相談を勧めていたが、必要性があると判断した相談には、対面相談で対応した。

## ② 相談者の属性

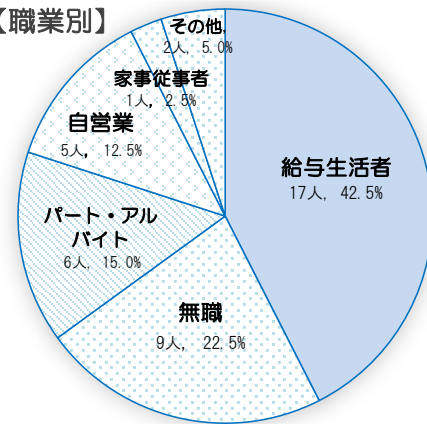
※ 端数処理により合計100%にならない場合があります。

### 【年齢別】



- ・相談者の平均年齢は47.5歳、30歳代以下の方が25.0%を占める。(最年長77歳、最年少23歳)

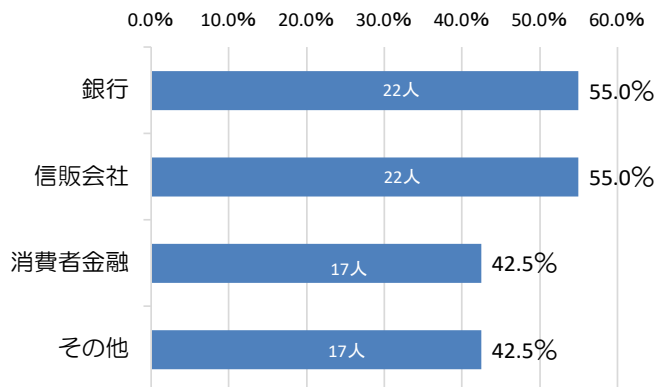
### 【職業別】



- ・相談者の職業は、給与生活者が42.5%を占める。

## ③ 債務の借入先・借入件数

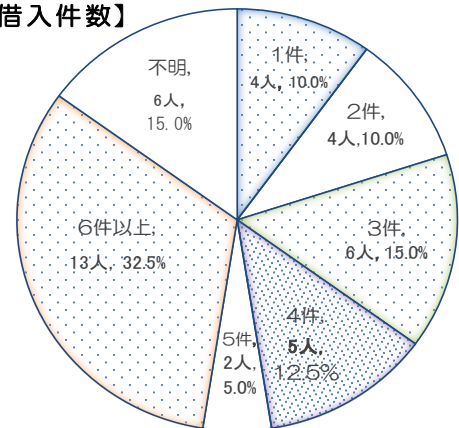
### 【借入先】



- ※ 「その他」は奨学金、個人間、ヤミ金 など。
- ※ 借入先が複数にわたる場合は各々に計上している。

- ・借入先は、銀行と信販会社が共に55.0%を占める。

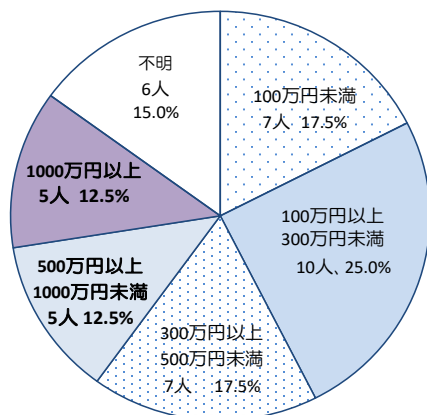
### 【借入件数】



- ・7割以上の方が複数件の借入を行っている。
- ・借入件数が6社以上の方は、32.5%を占める。(平均4.2件、最多借入件数11件)

## ④ 債務の状況

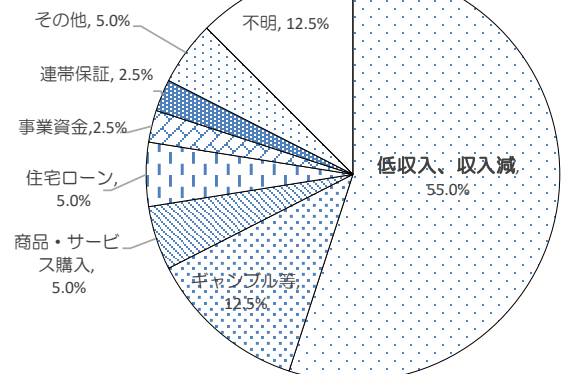
### 【一人当たり債務額】



- ・債務額が500万円以上は10人で25.0%を占める。(最高債務額は、住宅ローンを含む4,257万円)
- ・債務額が判明している34人のうち、1人当たりの平均債務額は、372万円。(住宅ローンを除く)

## ⑤ 主な借入理由

### 【借入理由】



- ・低収入・収入減が主な理由で借り入れた相談者が55.0%を占める。
- ・相談内容としては生活費の補填が多く、コロナ禍での失業や減収が原因となったものも散見される。